

様

一般社団法人日本音楽著作権協会
(JASRAC)

演奏部長 木林 誠



使用料規程「音楽教室における演奏等」の制定と、楽器教室における演奏等の
使用料徴収の開始について（ご通知）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は当協会の業務にご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。

このたび当協会は、楽器教室や歌謡教室その他、受講者に楽器演奏又は歌唱
等を教授する事業（以下「音楽教室」といいます。）において当協会が管理する

此口にてお知らせいたします、併せてご承知おさくたさい。

末筆ながら、皆様の益々のご発展をお祈り申し上げます。

敬具

別紙

- 1 「音楽教室における演奏等」について
- 2 使用料規程「音楽教室における演奏等」

ADD-----〒151-8540 東京都渋谷区上原 3-6-12

TEL-----03-3481-2167(部署直通) FAX-----03-3481-2121

MAIL TO-----enso @pop02.jasrac.or.jp

HP-----http://www.jasrac.or.jp

JASRACの通知書に記載のFAX番号が間違っ
ております。
JASRACへ回答（意見）をFAX送信する場合、
正しいFAX番号は、**03-3481-2152** です。

※回答フォーマットの用意がございますので、
事務局までお問合せください。